

診断書(精神障害者保健福祉手帳用)			
氏名		生年 月日	年月日生(歳)
居住地			
①病名(ICDコードは、右の病名と対応するF00~F99又はG40のいずれかを記載してください。)	(1) 主たる精神障害	ICDコード()	
	(2) 従たる精神障害	ICDコード()	
	(3) 身体合併症	身体障害者手帳(有・無、種別級)	
②初診年月日	主たる精神障害の初診年月日	年	月
	診断書作成医療機関の初診年月日	年	月
③発病から現在までの病歴並びに治療の経過及び内容(推定発病年月、発病状況、初発症状、治療の内容などを記載してください。)	(推定発病時期	年	月頃)
	器質性精神障害(認知症を除く。)の場合、発症の原因となった疾患名とその発症年月日 (疾患名、年月日)		
④現在の病状、状態像等(該当する項目を○で囲んでください。)			
(1) 抑うつ状態 1 思考・運動抑制 2 易刺激性、興奮 3 憂うつ気分 4 その他()			
(2) 躁状態 1 行為心迫 2 多弁 3 感情高揚・易刺激性 4 その他()			
(3) 幻覚妄想状態 1 幻覚 2 妄想 3 その他()			
(4) 精神運動興奮及び昏迷の状態 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶 4 その他()			
(5) 統合失調症等残遺状態 1 自閉 2 感情平板化 3 意欲の減退 4 その他()			
(6) 情動及び行動の障害 1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常 5 チック・汚言 6 その他()			
(7) 不安及び不穏 1 強度の不安・恐怖感 2 強迫体験 3 心的外傷に関連する症状 4 解離・転換症状 5 その他()			
(8) てんかん発作等(けいれん及び意識障害) 1 てんかん発作 発作型() 頻度() 最終発作(年 月 日) 2 意識障害 3 その他()			
(9) 精神作用物質の乱用及び依存等 1 アルコール 2 覚せい剤 3 有機溶剤 4 その他() ア 乱用 イ 依存 ウ 残遺性・遲発性精神病性障害(状態像を該当項目に再掲してください。) エ その他()			
現在の精神作用物質の使用 有・無(不使用の場合、その期間 年 月から)			
(10) 知能・記憶・学習・注意の障害 1 知的障害(精神遅滞) ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 療育手帳(有・無、等級等) 2 認知症 3 他の記憶障害() 4 学習の困難 ア 読み イ 書き ウ 算数 エ その他() 5 遂行機能障害 6 注意障害 7 その他()			
(11) 広汎性発達障害関連症状 1 相互的な社会関係の質的障害 2 コミュニケーションのパターンにおける質的障害 3 限定した常規的で反復的な関心及び活動 4 その他()			
(12) その他()			

⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見等 (検査所見:検査名、検査結果、検査時期)	
⑥生活能力の状態(保護的環境ではない場合を想定して判定してください。児童の場合は年齢相応の能力と比較の上で判定してください。)	
1 現在の生活環境(該当するものを○で囲んでください。) 入院・入所(施設名)・在宅(ア 単身・イ 家族等と同居)・その他()	
2 日常生活能力の判定(それぞれ該当するもの一つを○で囲んでください。)	
(1) 適切な食事摂取 自発的にできる • 自発的にできるが援助が必要 • 援助があればできる • できない	
(2) 身辺の清潔保持、規則正しい生活 自発的にできる • 自発的にできるが援助が必要 • 援助があればできる • できない	
(3) 金銭管理と買物 適切にできる • おおむねできるが援助が必要 • 援助があればできる • できない	
(4) 通院と服薬(要・不要) 適切にできる • おおむねできるが援助が必要 • 援助があればできる • できない	
(5) 他人との意思伝達・対人関係 適切にできる • おおむねできるが援助が必要 • 援助があればできる • できない	
(6) 身辺の安全保持・危機対応 適切にできる • おおむねできるが援助が必要 • 援助があればできる • できない	
(7) 社会的手続きや公共施設の利用 適切にできる • おおむねできるが援助が必要 • 援助があればできる • できない	
(8) 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加 適切にできる • おおむねできるが援助が必要 • 援助があればできる • できない	
3 日常生活能力の程度(該当するもの一つを○で囲んでください。)	
(1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。 (2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。 (3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。 (4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。 (5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。	
⑦ ⑥の具体的程度、状態等	
⑧現在の障害福祉等サービスの利用状況(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等)	
⑨備考	
年 月 日	
病院又は診療所の名称	診療担当科名
所在地	医師氏名
電話番号	印

注 記名押印に代えて署名することができる。